

# 「新行政システム推進計画」(概要)

～「創造と信頼の県政運営」を目指して～

## 推進の必要性

- ・地方分権の進展 自己決定、自己責任のもとでの施策展開の要請
- ・社会経済情勢の変化 少子・高齢化、過疎化、産業の空洞化などの進行
- ・厳しい財政状況 景気低迷による県税や地方交付税の伸び悩み、公債費の増加

## 基本的な考え方

- ・分権時代にふさわしい政策の形成
- ・戦略性のある施策・事業の展開
- ・迅速で機動的な行政サービスの提供
- ・簡素で効率的な行財政運営の確立
- ・市町村や県民との新たなパートナーシップの構築

## 推進の期間

平成14年度～平成18年度の5年間を重点的に取り組む期間とします。

## 推進の体系

「8つの改革」とそれを実現するための「23の推進事項」により、「創造と信頼の県政運営」を目指します。概要は、以下のとおりです。

### 1. 政策企画力を高める改革

- (1) 政策企画部門の強化 【実施時期：H15.4】
  - ・総合政策部門として政策企画局を設置します。
  - ・学識経験者などの意見・提言を反映する仕組みを導入します。
- (2) 政策企画会議の設置 【実施時期：H15.4】
  - ・県政の重要課題に対する意思決定機関として、県幹部で構成する「政策企画会議」を設置します。
- (3) 行政評価システムの導入 【実施時期：H15～】
  - ・予算編成、組織・定員管理、総合計画の立案・進行管理など行政運営の中核的ツールとして、「行政評価システム」を構築します。
    - 第1ステップ：事務事業評価・施策評価等の導入 など
    - 第2ステップ：政策評価等の実施 など

### 2. 戦略的な組織体制への改革

- (1) 本庁機構の再編 【実施時期：H15.4】

項目	新組織の考え方と機能
政策企画局の設置	政策主導型の行政運営と迅速な意思決定を図るための政策企画部門
総務部の再編	管理部門への純化、市町村支援・情報政策機能の地域振興部への移管と営繕機能の土木部からの移管
地域振興部の設置	地域振興に関する施策の連携強化による市町村への総合的支援や中山間地域対策等の充実
農林水産部の再編	農林水産業の活性化・他の産業部門との連携等を推進する政策推進部門の新設と関連業務の統合
商工労働部の再編	産業政策部門の強化と産学官連携部門の強化等
土木部の再編	営繕機能の総務部への移管と斐伊川神戸川対策の企画振興部からの移管

- (2) 地方機関の見直し
  - ・地域振興プロジェクトチームを見直します。
  - ・総合事務所化等の検討をします。
  - ・土木事務所の7事務所化を進めます。 【実施時期：H16.4～】

- ・保健所支所、地域農業普及部、土木事務所出張所を本所へ統合又は縮小します。

【実施時期：H17.4～】

- ・目的別地方機関の統合やあり方の検討などをします。

### (3) 試験研究機関の見直し

- ・試験研究機関の相互連携と産学官連携の総合調整のため、「産業技術連携推進会議」(仮称)を設置します。
- ・農林水産部の試験研究機関を一元的に所管する部門を段階的に整備します。
- ・研究テーマの選定から成果に至る評価の導入等による効率的な研究の推進を図ります。
- ・研究活動支援や外部人材の登用等による研究員の活性化を図ります。

## 3. 組織活力を高める改革

### (1) フラット化・グループ化等の推進

【実施時期：H16～】

- ・迅速な意思決定や事務処理ができる柔軟で機動的な組織に変えるため、フラット化・グループ化を導入します。
- ・室制については、導入の可否も含めてさらに検討します。

### (2) 組織の活性化

- ・人事評価制度や人事管理手法を見直します。
- ・職員の意識改革と研修制度等の充実を図ります。

## 4. 財政健全化に向けた改革

### (1) 財政運営における目標設定

- ・起債制限比率：今後10年間18%台以下(長期的には15%以下)を目指します。
- ・基金残高：10年後に概ね500億円以上を目指します。
- ・目標を達成するため「財政健全化指針」(仮称)を策定します。

### (2) 歳出規模の適正化と質的改善

- ・既存事業の見直しによる事務事業の効率化と質的改善を図ります。
- ・公共事業の縮減と評価システムの構築等による質的改善を図ります。
- ・民間の経営手法の観点を取り入れるとともに、外部委託等による事業の簡素化・効率化を図ります。
- ・経常的経費の節減と人件費の抑制を図ります。

### (3) 歳入の確保

- ・地域実情を踏まえた法定外目的税について幅広い観点から検討を行います。
- ・課税の公平性の観点から減免措置の見直しと産業活性化等による税源涵養を図ります。
- ・受益者負担の適正化を図るとともに、遊休財産の処分を行います。

### (4) 柔軟・機動的な予算システムの構築

- ・政策目的ごとに予算を重点配分する政策主導型の予算システムを構築します。
- ・地方機関の多様な発想による政策提案が活かされる地域プロジェクト型の予算システムを構築します。

## 5. スリムな行政運営への改革

### (1) 職員定員の削減

【実施時期：H15～】

- ・一般行政部門、教育部門(教員を除く)、警察部門(警察官等を除く)を対象に10年間で約500人を削減します。
- ・具体的手法として、組織のスリム化、事務事業の見直し、サンセット方式の徹底、外郭団体への派遣の見直しを実施します。

### (2) 事務事業の見直し

- ・事務事業の改善・整理・外部委託・権限移譲等を実施します。

## 6. 市町村との新たな関係への改革

### (1) 権限移譲の推進

- ・「市町村優先の原則」に立って地方分権を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現できるよう、市町村と協議しながら「権限移譲推進計画」(仮称)を策定します。

- (2)市町村合併への支援
  - ・自主的な市町村合併への取り組みを支援する「市町村合併支援プラン」を策定します。
- (3)人材育成への取り組み
  - ・より実践的で応用的な能力開発型研修を推進します。
  - ・県職員と市町村職員が合同で行う共同研修・研究を推進します。
  - ・行政と住民が協働する環境づくりを目的とした研修等を実施します。
- (4)情報化の取り組み
  - ・「島根県電子自治体推進協議会」を設置し、県と市町村が連携して効率的に電子自治体化を進めます。
  - ・複数の自治体によるシステムの共同利用を推進します。
  - ・県下3カ所の情報交流拠点に、専門的・技術的アドバイスのできる市町村向け「ITヘルプデスク」を設置します。

## 7. 県民との新たな関係への改革

- (1)県民参画の推進
  - ・インターネットを活用した県民参画を推進します。
  - ・基本計画や条例等の政策立案について、案の段階で県民に公表し意見を募集するパブリック・コメント制度を導入します。
  - ・審議会等会議の活性化と多様な意見の反映を図るため、委員の公募制を導入します。
  - ・公共事業計画や地域ビジョンの策定について、直接住民が参加できるワークショップ方式などの実施を検討します。
  - ・県政への県民の参加意識を高めるため、建設事業資金の一部を県民から調達する「ミニ市場公募債」を導入します。
- (2)情報提供機能の強化
  - ・インターネットを活用した情報提供を推進します。
  - ・多様な広報媒体を活用した効果的な広報を推進します。
  - ・県政の基礎的な情報も含め、分かりやすい情報提供に努めます。
  - ・県民と直接対話する形式での情報提供にも努めます。
- (3)協働のための環境整備
  - ・行政とNPOとの協働のためのガイドラインを策定します。
  - ・NPOやボランティア団体等と連携・協働した事業を積極的に推進します。
  - ・NPO等の活動の普及啓発、人材育成、相談・コーディネートなどの活動支援拠点機能を充実します。
  - ・NPO等が活動しやすい環境づくりとNPO法人制度の普及啓発を推進します。
  - ・職員がNPO等と協働する視点を持つよう、意識改革を図ります。

## 8. ITを活用した改革

- (1)質の高い行政サービスの提供
  - ・インターネットを活用した情報提供及び県民参画を推進します。(再掲)
  - ・電子手続による申請・届出・公共施設の利用予約等を推進します。
  - ・県税電子申告システムを整備します。
  - ・公金の収納・支出事務を電子化します。
- (2)効率的な行政運営(業務改革)の推進
  - ・庁内のネットワーク環境の整備と職員の情報リテラシーの向上を図ります。
  - ・総合文書管理システム等新たな基幹システムの整備を図ります。
  - ・現在稼働中の既存業務システムの仕様及び業務内容の見直しを行います。
  - ・給与やサービスなど内部共通事務に関するシステムを整備します。

問い合わせ・	島根県新行政システム推進本部事務局(総務部人事課内)
意見送付先	TEL.0852-22-6291,6313 FAX.0852-22-5024
	E-mail: shingyosei@pref.shimane.jp